# 最終処分場維持管理積立金制度

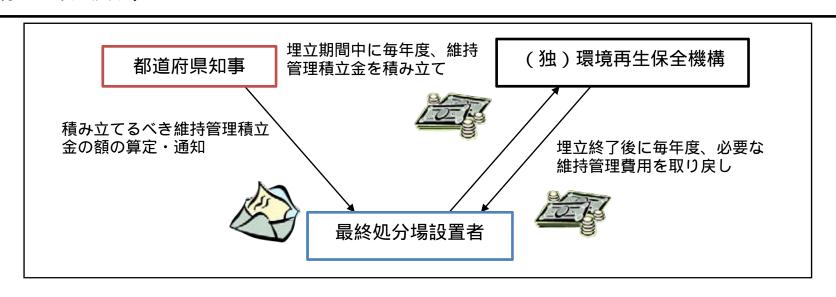
### 制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

### 制度の仕組み

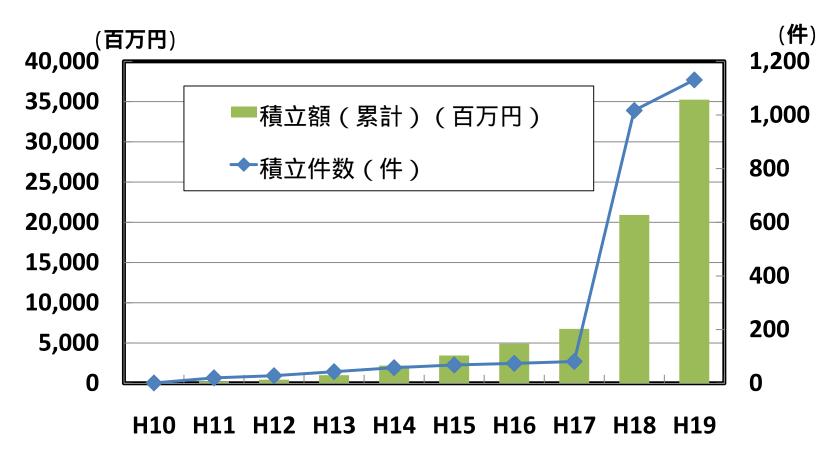
最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。

最終処分場の設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



## 最終処分場維持管理積立金の積立状況

積立額(累計)及び積立件数

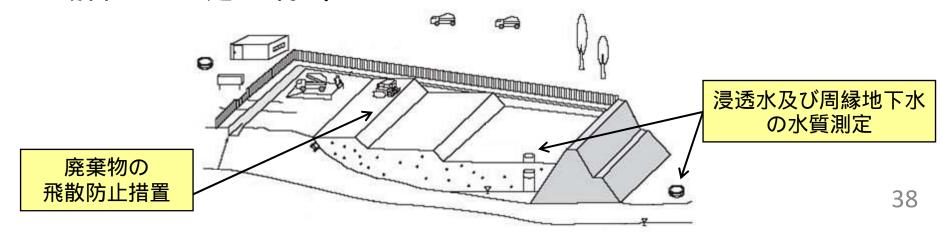


平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度 の対象を全ての許可処分場に拡大

# 最終処分場が放置され問題となった事例について

- ▶ A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を 行ったところ、著しい容量超過が判明。
- ➤ A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無〈休眠状態に。
- ➤ A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
  - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
  - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- ▶ A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について 維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



# 安定型最終処分場を巡る課題

安定型処分場においては、管理票制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされている。下記の安定型処分場建設等差止請求事案においては、建設の差止めが認められている。

### 千葉県富津市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- ▶地裁判決「被告は、原告(一部)に対し、別紙物件目録記載の各土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- ▶高裁は地裁判決を支持(一部補正)、最高裁は上告を棄却。

### 茨城県水戸市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- ▶地裁判決「被告は、別紙物件目録記載の土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- ▶高裁「原判決は相当」、最高裁は上告を棄却。

# 廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

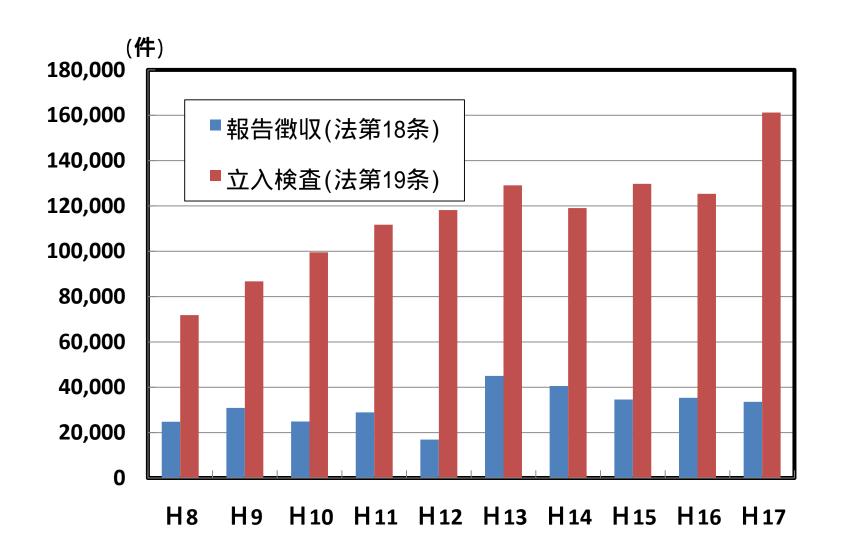
- ▶ 19法人を指定(平成20年9月現在)
- ▶ うち、10法人の処理施設が稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況	
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、 破砕施設が稼働(H7.9~)	
大分県	(財)大分県環境保全センター	H5.3.11	建設廃材破砕施設、As再 生施設が稼働(H6.11~)	
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働 (H12.1~)	
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14		
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等 が稼働(H11.4~)	
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1	最終処分場を建設中 (H19年度~)	
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働 (H13.10~)	
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働 (H14.12~)	
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働 (H13.6~)	
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等 が稼働(H17.11~)	

都道府県	注 1 夕	指定日	車架中体件和
	法人名	111年口	事業実施状況
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働 (H14.4~)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設 が稼働(H17.8~)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設等 を建設中(H15年度~)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場を建設中 (H18年度~)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場の稼働を予定 (H20年度~)
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1	最終処分場の 建設を予定
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14	最終処分場の建設を予定 (H20年度~)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設を建設中 (H19年度~)
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17	最終処分場の 建設を予定

# 2. 適正処理対策 不法投棄対策

# 報告徴収・立入検査の状況について



# 不適正処理による罰則と不法な収入

青森·岩手県境不法投棄事案

< 概要 >

青森県の排出事業者が、埼玉県の産業廃棄物処理業者と 共謀し、青森県と岩手県に跨る事業場敷地内にごみ固形化物 等の産業廃棄物を不法投棄した事案

- <罰則>
  - ・両法人にそれぞれ罰金2,000万円
  - ・処理業者の代表取締役に罰金1,000万円
- <不法な収入>

不法投棄行為者が受け取っていた処理料金は約5,000円/t。

不法投棄量が約86万tであることから、<u>不法な収入は約43億</u> 円程度と推定

# 不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

### 1.不法投棄の現状

### 不法投棄の件数及び投棄量

- ·新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件 前後)で推移。
- ·15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

### 不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、 原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森·岩手県境:総額655億 円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する 等、**社会的な影響**も極めて大きい。

### 2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、そ の未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措 置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階 での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である 「5年以内に早期対応により大規模事案(50 00トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現 を日指す。

### 3. アクションプランのポイント(3つの視点)

### 地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進

### 廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化

### 制度を支える人材の育成

優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や 現場での即応体制の強化

# 産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自 主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推 進基金の運営等を行っている。

### 不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準(法第12条第1項又は法第12条の2 第1項)に違反する処分】

> 生活環境の保全上の支障 又は生ずるおそれ

### 都道府県知事等による措置命令(支障の除去等を命令)

【法第19条の5:処分者、委託基準違反の排出事業者等】

【法第19条の6:注意義務違反の排出事業者等】

原因者による支障の除去等

│(原因者による支障の除去等がなされない │場合)

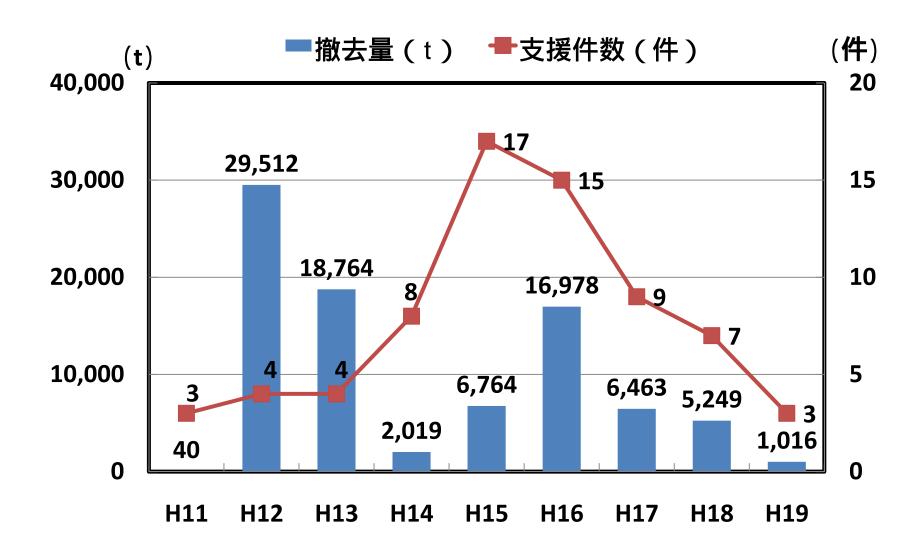
都道府県等による行政代執行(知事等の裁量。費用は原因者に求償) 【法第19条の8】

(都道府県等が要した費用について支援)

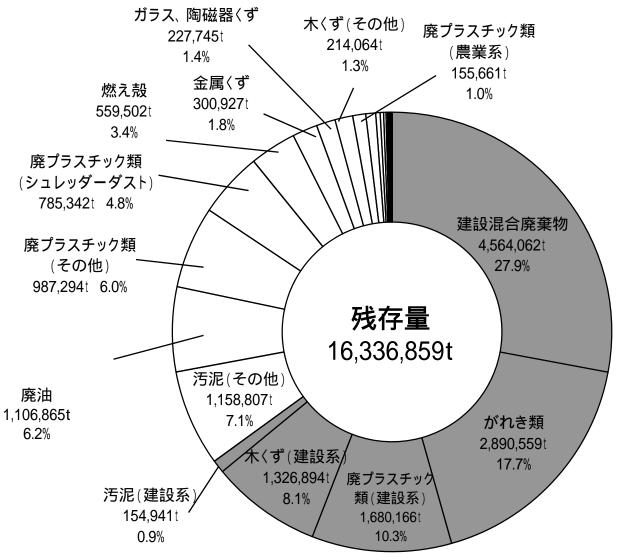
産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支

援 (改正法施行(平成10年6月)以降のもの)

# 産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



# 不法投棄残存量(平成19年度末時点)



非建設系廃棄物計 5,720,237t 35.0% 建設系廃棄物計 10,616,622t 65.0%

# 3.廃棄物処理法の活用による 3Rの推進

# 減量・再生利用の取組体系

# 廃棄物処理法

### 多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による 減量その他の処理計画の策定

### 再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、 環境大臣による認定制度

### 広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

# 各種リサイクル法等

### 容器包装、食品、家電、建設、自動車リサイクル法

物品の性質に応じた個別リサイクル制度

### 資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル 事業等の実施

# 多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

### 平成3年改正

事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

### 平成9年改正

事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

### 平成12年改正

前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン (特管産廃で50トン)以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況を義務付け 都道府県知事は、計画及びその実施状況 について公表

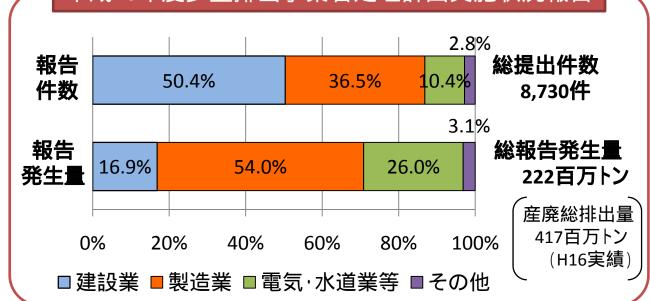
### 処理計画の基準

当該事業場の事業概要を記 載すること

以下の事項を定めること

- ・ 計画期間
- ・処理に係る管理体制に関す る事項
- 排出抑制・分別・再生利用・ 処理に関する事項 前年度の発生量・本年度の 目標量を記載すること

### 平成16年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



# 再生利用認定制度(平成9年~)

### 制度の趣旨・背景

- ·廃棄物処理施設の設置を巡る住 民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



・再生利用の大規模・安定的な推進



生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

### 制度の概要

### 認定対象者

安定的な生産設備を用い た再生利用を自ら行う者

### 特例措置

環境大臣の認定により、 都道府県知事等の処理 業・処理施設の設置の許 可が不要となる

### 認定品目

廃ゴム製品 廃プラスチック類 シリコン汚泥 廃肉骨粉 廃木材(一廃) 建設汚泥(産廃)

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

(バーゼル規制対象物)

非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

### 概念図

簡単に腐敗、揮発したりして 生活環境保全上支障の生じない廃棄物



原材料として投入



再生利用

生産設備等 (製鉄所、セメントキルン等)

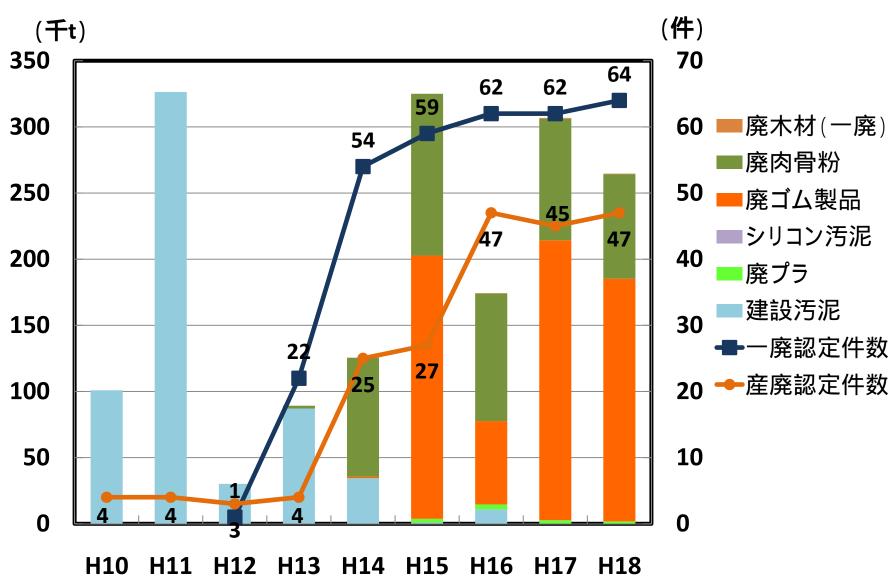


製品(鉄、セメント等)

### 認定実績(H20年10月末)

一般廃棄物:64件 産業廃棄物:46件

# 再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



# 広域認定制度(平成15年~)

### 制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの(製造事業者等)が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集すること により、廃棄物の減量その他そ の適正な処理が推進される。

### 制度の概要

### 認定対象者

製造事業者等であって、 当該製品が廃棄物となっ た場合にその処理を広域 的に行う者

### 特例措置

環境大臣の認定により、都 道府県知事等の処理業の 許可が不要となる

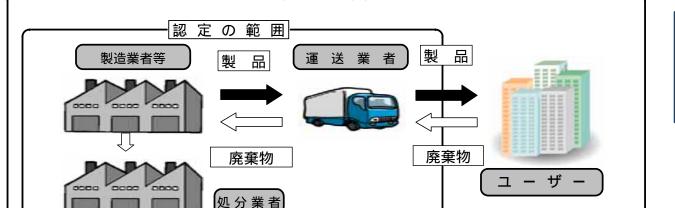
### 認定品目

一般廃棄物:品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物:品目限定なし

情報処理機器、原動機付自 転車·自動二輪車、建築用複 合部材等



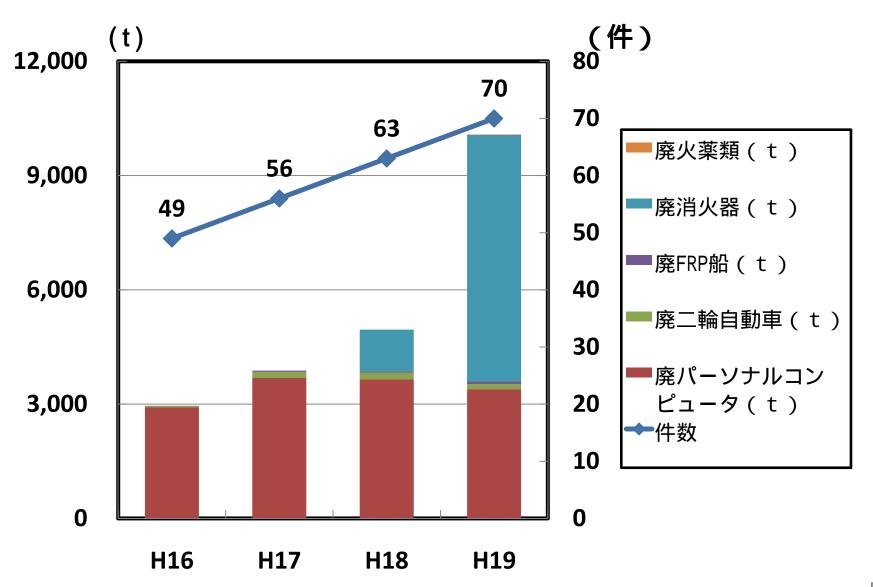
念

义

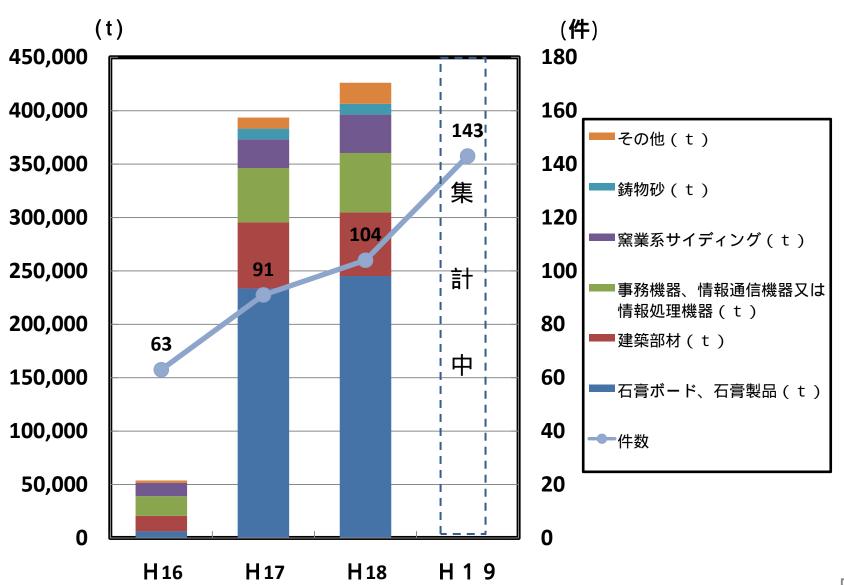
### 認定実績(H20年10月末)

一般廃棄物: 72件 産業廃棄物: 152件

# 一般廃棄物における広域認定の認定件数と 処理量の推移



# 産業廃棄物における広域認定の認定件数と 処理量の推移

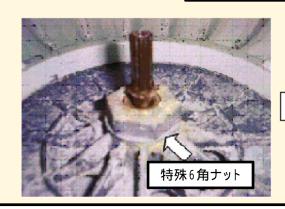


# 環境配慮設計の例

### 環境配慮設計とは

製品等の設計段階において、リサイクル時の解体性や再資源化の可能性を向上させるような配慮を行う設計手法を、リデュース・リユースの技術と併せて環境配慮設計と呼ぶ

洗濯機のパルセータユニット

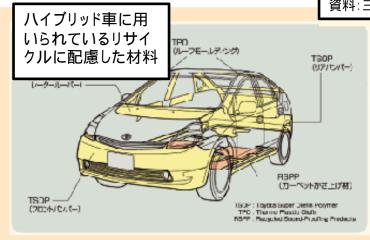




一般の工具で分解できる6角ボルトにした

分解のために特殊サイズの工具を準備する必要 があった

資料:三菱電機(株)



リサイクルに配慮したリサイクル材・再生可能資源の採用をはじめ、「解体性向上マーク」の表示など、ボディ部分に解体しやすい 構造を採用している例 資料:トヨタ自動車

### 上記の事例のほか、

- 材料の統一
- ◆ ネジ数の削減
- 部品交換を容易にできる設計による長寿命化
- 含有化学物質の管理
- 梱包材の削減

など、各種の取組が行われている。

(参考:平成19年度版 環境:循環型社会白書)

# パソコンリサイクルにおける情報漏洩対策

(社)電子情報技術産業協会(JEITA)では、2002年8月にパソコン廃棄時のデータ消去に関するガイドラインを策定。HDD内のデータ消去に対するパソコンメーカー業界の基本認識は下記のとおり。

HDD内データ消去というのは、あくまでもユーザーの責任である

HDD内のデータ消去の重要性をユーザーに認識してもらう啓発努力は パソコンメーカーの責任である。

### 具体的な啓発活動の例

webサイト、製品カタログ、ユーザーマニュアル、契約書等での注意喚起パソコン廃棄処理の受付時の注意喚起

(参考) (社)電子情報技術産業協会 「パソコンの廃棄・譲渡時におけるハードディスク上のデータ消去に関するガイドライン」

パソコンのリサイクルを行っている企業によるデータ消去の取組の一例

### <u>データ消去への取組</u>

入退室管理・監視システムを導入した、データ消去作業専用の情報セキュ リティスペースを設置

専用ソフトもしくは物理破壊により、HDDのデータを消去「データ消去作業完了証明書」を発行し、責任を明確化

# 4.その他 地方自治体の運用

# 地方自治体の運用について

「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」(引用) (平成14年 中央環境審議会 意見具申)

### 現状の認識(当時)

住民同意

同意を得る住民の範囲を巡る問題や、同意に際しての不透明な金銭授受を巡る問題の発生による地域コミュニティの破壊が生じるという問題が発生 施設の設置ができず、適正な処理の確保が困難となる懸念

流入規制

適正な処理業者でも扱う産業廃棄物の量が制約される一方で、処理業者の扱わない産業廃棄物が結果として不適正な処理のルートに向かうことになりかねない

### 見直しの方向性

産業廃棄物分野の構造改革の推進、マニフェストによる排出事業者責任の徹底強化等により、これらの運用の原因となった根本的な問題の解決が必要

優良業者の活動を阻害するなど産業廃棄物分野の構造改革に逆行するような行政指導についてはその考え方を転換し、優良な処理事業が地域に受け入れられ、地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにすることが必要

こうしたことを踏まえ、産業廃棄物分野の構造改革を強力に進めていく中で、その手段の一つとして産業廃棄物行政に税という手法を位置づけていくことが有意義

# 産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る 税が導入されている。 平成20年4月1日現在

17070							
都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度 決算額 (百万円)	借考
三重県	①中間処理施設への搬入				平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税
滋賀県	②最終処分場への搬入			平成16年1月1日	111	500トン未満免税	
岡山県			最終処分場に搬入 される産業廃棄物の 排出事業者及び中 間処理業者		平成15年4月1日	802	
広島県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除
鳥取県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表 流水を最水により供給しているもの から発生する汚泥を自社処理する場 合は非課税
岩手県						93	
秋田県				業廃棄物の 等者及び中 理業者		390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン
奈良県		場への産業 は終処分場へ搬入される る産業廃棄物の重量			平成16年4月1日	190	
山口県						223	自社処分は原則課税免除
新潟県					平成16年4月1日	227	
京都府						89	
宮城県					平成17年4月1日	387	
島根県						150	
熊本県						172	
福島県					平成18年4月1日	380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000 トン超の部分は1/2
愛知県						518	自社処分は500円/トン
沖縄県						71	
北海道					平成18年10月1日	104	平成18、19年度は暫定税率を適用
山形県						45	
愛媛県					平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19~21年度は暫定税率を適用
福岡県	<b>3</b>	及び最終処分 焼却施設及び最終処分 業廃棄物の搬 場へ搬入される産業廃棄	焼却施設及び最終 処分場へ搬入される 産業廃棄物の排出 事業者及び中間処		平成17年4月1日	335	
佐賀県						127	
長崎県	焼却施設及び最終処分 場への産業廃棄物の搬					160	
大分県	イマック 大					334	
鹿児島県	<b>^</b>	かく土里	理業者			111	
宮崎県		<b>任木</b> 刊			260		

# 再委託について

### 原則禁止とされている趣旨

廃棄物処理法においては、委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に委託(再委託) する行為は、以下の理由から、原則禁止とされている。

廃棄物処理業者は、委託を受けた廃棄物の処理を自ら行うことを前提として許可を受けているものであり、その処理業務を更に他人に委託することは許可制度の趣旨からして望ましいことではないこと

排出事業者から委託された廃棄物が再委託されることは、その処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあること

### 法律上認められている再委託

<u>再委託基準に適合する再委託</u>については、原則禁止とする目的に反しないものとして 認められている。

### <再委託基準>

- ・ あらかじめ排出事業者に対して、 再委託しようとする者の氏名、 その再委託が委託基準 に適合するものであることを明らかにし、排出事業者の書面による承諾を受けていること
- ・ 委託契約書を再受託者に交付すること
- ・ 委託基準を遵守していること

# 再委託と区間委託の違いについて

### 再委託

排出事業者A



積替保管施設



処理施設

A が B に処理 施設までの 運搬を委託

収集運搬業者 B

BがCに積替保管施設 から処理施設までの

運搬を委託

再委託を行う場合は、委託基準・再委託基準を遵守する必要がある



:廃棄物



:委託

### 区間委託

排出事業者A



収集運搬業者B

AがBに積替保管施 設までの運搬を委託 積替保管施設

AがCに積替保管施 設から処理施設まで の運搬を委託



処理施設

収集運搬業者C



区間委託は再委託にはあたらない

# 4.その他 廃棄物の輸出入

# 国際的な資源循環の状況

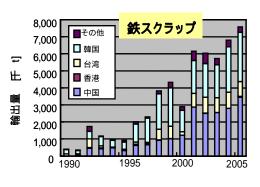
### 循環資源の国際的な動き

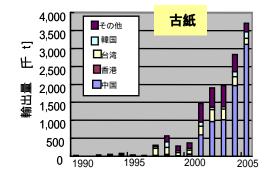
現状:アジアをはじめとする各国の経済発展による<u>世界全体での廃棄物の発生量の増加</u> リサイクルの進展や資源需要の増加による**循環資源の越境移動量の急激な増加** 

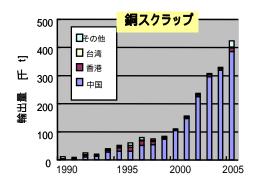
循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性(E-waste問題等の発生)

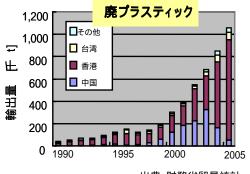
### 循環資源の輸出の推移

### アジアにおける廃棄物処理の現状









出典:財務省貿易統計

### 中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

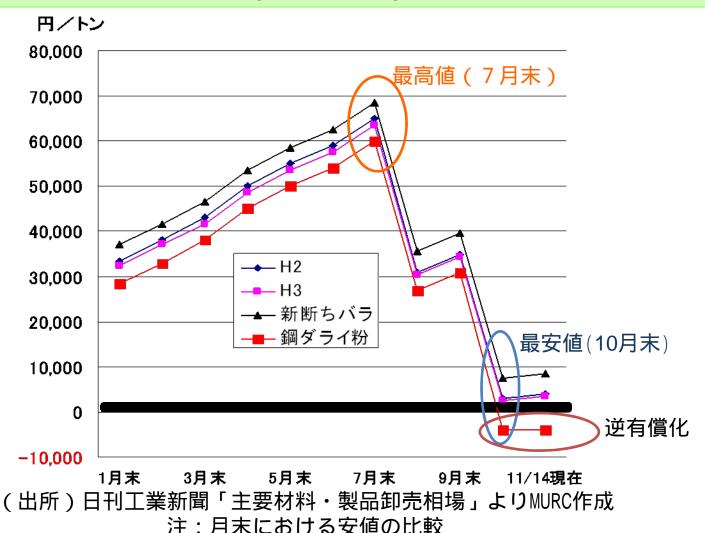
OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

### <u>インドネシア</u>

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた 最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩 落。147名の死者を出す惨事となった。

# 国際取引市場における鉄スクラップの価格変動

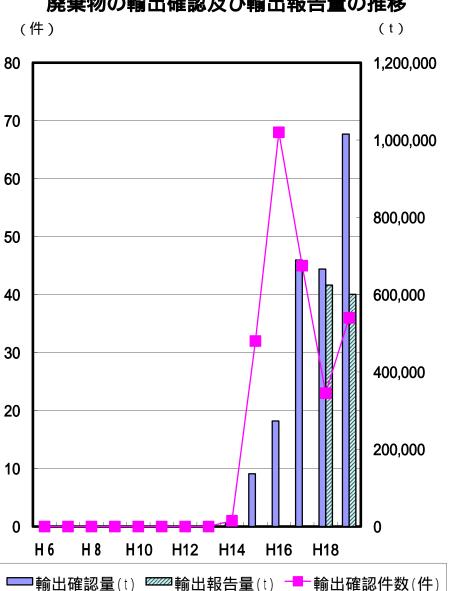
国内の鉄スクラップ相場は、7月末に最高値をつけた後に急落、 最安値をつけた10月末までに63~103%下落。特に鋼ダライ粉につい ては逆有償化したまま推移(11/14現在)。



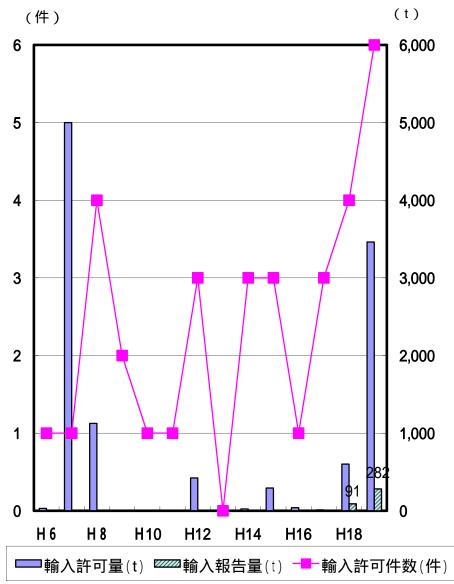
65

# 廃棄物の輸出入実績

### 廃棄物の輸出確認及び輸出報告量の推移

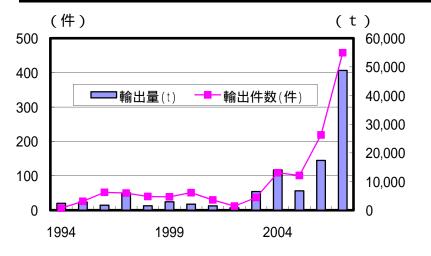


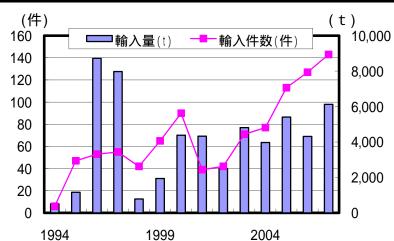
### 廃棄物の輸入許可及び輸入報告量の推移



# 特定有害廃棄物等の輸出入実績

我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン(23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、イン ドネシア、タイ、マレーシア、中 国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ(鉛蓄 電池)、ハンダのくず、 ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	





# 廃棄物の不法輸出の実例

# 廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の 無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して厳重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出において は必ず破砕・洗浄・裁断等の 前処理を行うよう説明会等で 呼びかけている



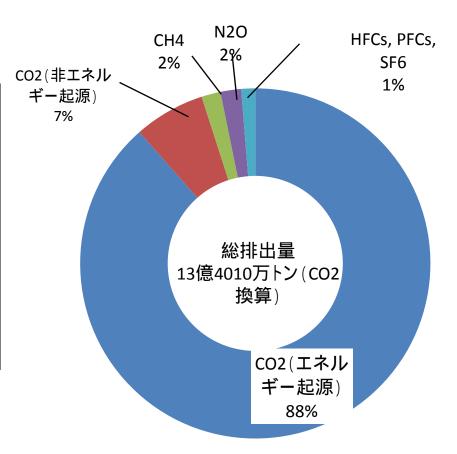
# 4.その他 低炭素社会との統合

# 温室効果ガス排出の状況

### 日本全体の温室効果ガス排出量 (2006年度、CO2換算)

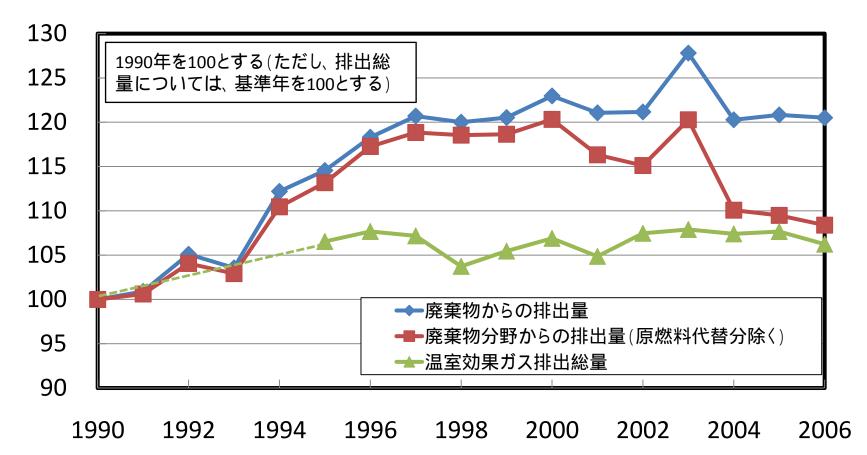
温室効果ガス	排出量(2006年度)
二酸化炭素(CO2)	12 <b>億</b> 7400万ト <sub>ン</sub>
うち廃棄物関係	3380万ト <sub>ン</sub>
メタン(CH4)	2360万ト <sub>ン</sub>
うち廃棄物関係	690万ト <sub>ン</sub>
一酸化二窒素(N2O)	2560万ト <sub>ッ</sub>
うち廃棄物関係	410万ト <sub>ッ</sub>
HFCs, PFCs, SF <sub>6</sub>	1730万ト <sub>ン</sub>
計	13 <b>億</b> 4010万ト <sub>ン</sub>
うち廃棄物関係	4480万ト <sub>ン</sub> (全体の3.3%)

### 日本の温室効果ガス排出量の内訳(2006年度)

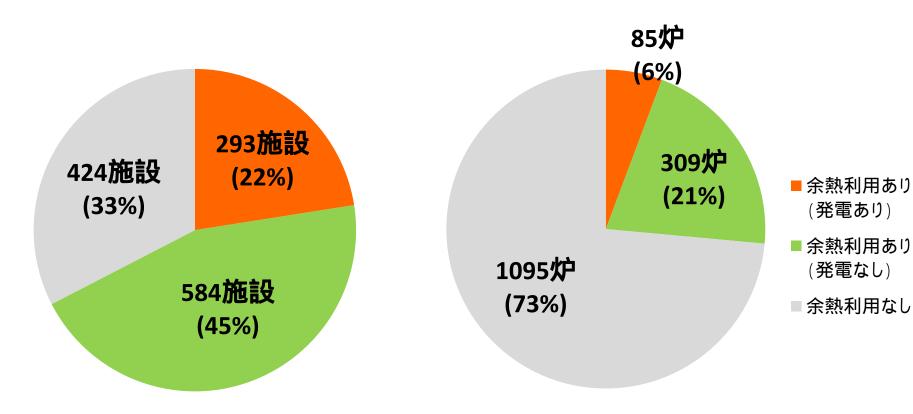


# 温室効果ガス排出量の推移

- ◆2006年度の温室効果ガス排出総量は13億4,000万トン(CO½換算)であり、京都 議定書の基準年(1990年、ただしHFC、PFC、SF6については1995年)の排出量を 6.2%上回っている。
- ◆2006年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、約4,480万トン(CO₂換算)であり、1990年度(3,720万トン)と比べ21%増。ただし、廃棄物発電等のエネルギー回収分を除くと3,750万トンであり、1990年度(3,460万トン)と比べて8.4%増となる。



# 余熱利用施設の状況(平成18年度)



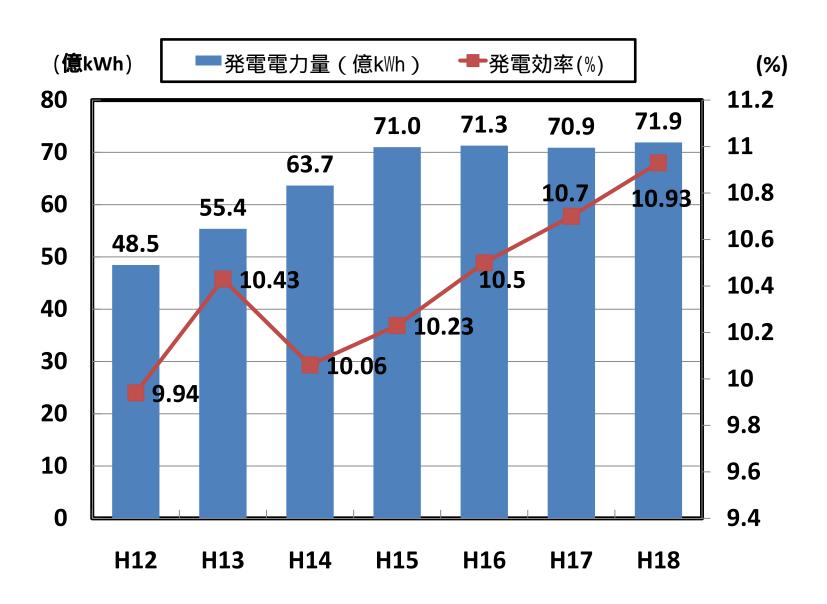
一般廃棄物 焼却施設

(市町村、一部事務組合が設置した 1301の焼却施設)

<u>産業廃棄物 焼却炉</u>

(調査に対する回答のあった1489炉)

# 廃棄物発電の普及状況(一般廃棄物)



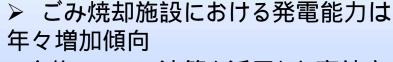
# 廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

ごみ減量処理率

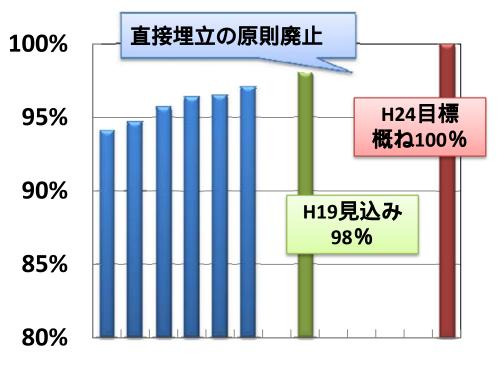
ごみ焼却施設総発電能力

- > ごみ減量処理率は増加傾向
- ▶ 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進
- → <u>平成24年度における減量処理率</u>

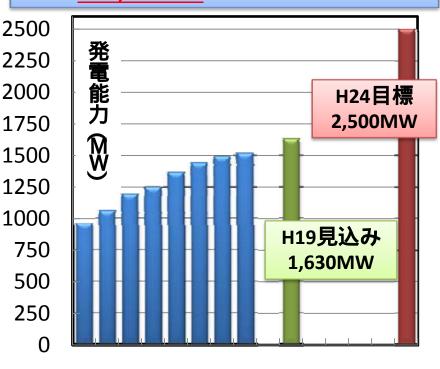
: 概ね100%



- ▶今後、 RPS法等を活用した高効率 な廃棄物発電の実施



H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24



H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24